

三重県病院事業庁医療事故等公表基準取扱指針

1 目的

この指針は、三重県病院事業庁医療事故等公表基準（以下「公表基準」という。）に基づき、医療事故を公表する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 医療問題審議委員会の設置

- (1) 院長は、報告された医療事故に対して、第三者の立場から過失の有無を評価するために、医療問題審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。
- (2) 審議委員会の構成員は、当該医療事故に関わった患者の主治医でない医師、リスクマネジメント担当者や院外医師等であることが望ましい。
- (3) 審議委員会において評価が困難な場合は、他の県立病院に意見を求めることができる。

3 医療事故の報告及び公表

- (1) 医療事故の当事者は、医療事故を審議委員会に報告する。
- (2) 審議委員会は、報告内容を検討し、過失の有無を評価する。その際に必要があれば当事者を出席させることができる。
- (3) 審議委員会は、医療問題審議委員会報告書を作成し、原因及び必要と考えられる予防策等の意見を併記し、医療安全管理委員会（以下「管理委員会」という。）に報告する。
- (4) 管理委員会は、報告書に基づき事実関係を確認したうえで、次の事項について検討し、院長に報告する。
 - (ア) 医療事故のレベル及び公表の可否
 - (イ) 医療事故の原因究明及び予防も含めた対応策
ただし、(ア)において、公表するべきであると判断した場合は、次の事項についても検討するものとする。
 - (ウ) 公表までの手続の正当性：個人情報保護、患者及びその家族等への説明と同意
 - (エ) 公表する内容または範囲
- (5) 院長は、管理委員会から報告を受けたときは、それを尊重して、公表の可否を決定する。ただし、その判断が困難な場合は、三重県病院事業庁事故取扱要領第9条に基づいて設置する事故検討委員会において審議し、その結果に基づき決定するものとする。
- (6) 医療行為以外の事故であっても、事故の関係者は院長に報告し、院長は、社会的影響を考慮のうえ公表の可否を判断するものとする。
- (7) 当事者が医療事故を意図的に隠ぺいしたと認められる場合、院長は、必要な処分を行うものとする。

4 公表の判断基準

公表の対象となる判断基準は、次の各項のとおりとする。

なお、医療事故等の公表にあたっては、社会的要請（公益性）と個人の権利・利益の保護と

の両立を十分考慮しなければならない。ここでいう社会的要請とは、医療従事者として、医療事故防止に有効な情報及び社会に大きな影響を与える可能性がある医療事故等について公表する責務を負うとともに、県立病院における医療の透明性を確保することをいう。個人の権利・利益の保護とは、医療事故に関わった患者の「知る権利」と、個人に関わる「プライバシーの保護」を保障することをいう。

(1) 当該病院に何らかの過失がある医療事故は、事故の経緯、今後の対策及び改善状況等を明らかにする必要があることから公表の対象とする。

なお、集団院内感染事例についても同様に公表対象に含めるものとする。

(2) 想定外の薬剤による重大な副作用や機器・器具そのものの欠陥による重大な事故などで、当該病院において医療的準則に反した過失がない場合についても、今後の医療の質の向上に寄与することが明らかな事例は公表の対象とする。この場合、患者及びその家族等の同意の有無にかかわらず公表しなければならないことがあることを踏まえ、個人情報の保護に最大限配慮し、公表の方法等について十分確認を行うこととする。

(3) 薬剤の大量盗難や放射性物質の紛失・流出など、医療行為以外で発生した事故で、社会的に重大な影響を与える事例は公表の対象とする。

(4) 薬剤や医療機器による既知の副作用や合併症は、従前に十分なインフォームド・コンセントが得られていることを条件に公表の対象としない。

(5) ヒヤリ・ハット事例は、事例に係る情報を蓄積し、医療事故防止対策の重要な資料として活用しており、情報収集を円滑に行う観点から原則として公表の対象としない。

医療事故等の公表基準

事例 レベル	過失のある事故 (過誤)	過失のない事故		医療行為以外 の事故
		合併症等	その他	
5	個別公表	公表せず	社会的影響を 考慮し公表	社会的影響を 考慮し公表
4 b				
4 a	包括公表			
3 b				

5 公表すべき主たる内容

レベル4 b又は5に該当する事例は、原則として、次の項目について公表するものとする。

- (1) 事実の概要(日時、場所、状況、原因)
- (2) 当該関係者に関する情報(所属、専門分野、経験年数、学会専門医/認定医等)
- (3) 今後の対策と改善状況
- (4) その他必要と思われる事項

6 公表の方法

(1) 公表の必要があると判断された場合、庁長は、三重県Webシステムを通じて、報道機

関への資料提供及び三重県ホームページへの情報掲載を行うものとする。

(2) 庁長は、毎年1回、公表基準に基づき包括的に公表する医療事故の概要や対応策等を取りまとめて、公表するものとする。

なお、公表の方法については、前項による。

7 その他考慮すべき重要事項

公表は、患者及びその家族等の意志を最大限に尊重するとともに個人情報保護を保護し、社会に対する説明責任と比較衡量のうえ行わなければならない。また、各県立病院の規模及び患者の社会的背景を考慮し、個人が特定されないよう十分に配慮するものとする。

8 その他

公表基準及びこの取扱指針に定めるもののほか、公表等に関し必要な事項は、各県立病院で定めるものとする。

附 則

この指針は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成15年5月26日から適用する。

附 則

この指針は、平成16年5月19日から適用する。

附 則

この指針は、平成22年2月26日から適用する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年11月11日から適用する。